

第3章 生涯学習を推進するための方針

1 本県の目指す生涯学習社会

人生100年時代、Society5.0の到来、SDGsの推進など、急速な変化を続ける社会においては、生涯学習の役割も従来の枠にとどまらず、時代や社会の変化に対応していくことが求められています。以下、「県」「市町村」「社会教育施設」「社会教育関係団体や企業など」の四つに分類し、それぞれの役割を明確にすることで、県の目指す生涯学習社会を示します。

(1) 県に求められる役割

ア 資質向上に資する研修の充実

人生100年時代では、様々な分野で活躍する人材の発掘と資質向上を、生涯学習の施策として行う必要があります。

社会教育主事や社会教育士*といった有資格者の把握や活用、資質向上研修の実施や、地域で活躍するコーディネーター等の地域人材を養成し、育成するための研修の充実を図ることは役割の一つです。

加えて、社会教育施設の中核を担う存在である公民館主事、司書、学芸員等の専門的職員に対する研修を充実させることが求められます。

イ 県民のニーズに応じた事業の充実

生涯学習を推進させていくためには、地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の視点を明確に組み込んでいくことが重要となります。

県民のニーズに応じるため、県内で実施される生涯学習活動の旗振り役となってけん引していくことが求められます。

* **社会教育主事**や**社会教育士**：社会教育主事は、教育委員会事務局に必ず置かれる社会教育の専門職員。令和2年度（2020年度）以降の社会教育主事講習の修了者は、教育委員会事務局での勤務の有無に関わらず、「**社会教育士**」と称することができることとなった。

ウ 連携ネットワークの構築

県の関係部局だけでなく県内市町村の実態を把握し、市町村の連携を促すことによって、広域での情報共有ができるような支援や研修等を実施することが可能となります。

県と市町村がお互いに課題やノウハウを共有し、相談できるような場や様々な研修の場を設けることによって、より充実した取組につなげていくことが期待できます。

エ 市町村への支援

県民の生涯学習を支える上で、身近な地域で参加できる講座やイベントなどの事業に携わる社会教育主事や社会教育行政職員等の役割は重要です。また、社会教育士を始め、社会教育の専門的知識を有する人材が各地域に多く存在することが大切であり、その資質の向上は、事業の成否にも関わってきます。

また、まちづくりや地域の課題解決に熱意を持って取り組んでいる人材を社会教育の新たな担い手とすることで、これまで社会教育と関わりが薄かった世代からも、多様な専門性を持つ人材が参画することも期待できます。

これらの取組を進めるためには、社会教育主事等が市町村や関係機関等と積極的に関わることなどが重要です。

さらに、子供から高齢者まで幅広いニーズを取り入れた、生涯学習に関する講座や講師等の情報の収集と提供も必要です。

県民と共有できる県内事業のロードマップを作り、一人一人の学習活動に資するためにも、先に述べた「生涯学習ステーション」の更なる周知と内容の充実を図り、県が情報の発信拠点となることが必要です。

(2) 市町村に求められる役割

ア 住民のニーズに応じた事業の実施

地域課題の解決には、行政と住民が相互に顔が見える距離でのつながりが大切であり、それこそが市町村の強みです。

生涯にわたる個人の成長を目的とする学習を考えた場合、個人のライフステージ*に応じて生じる課題はそれぞれ異なります。そのため、各個人・各時期において異なる様々なニーズに応じて学習し、生じた課題を解決していくことが、住民の満足感につながります。

また、日頃から社会教育が盛んな地域では、住民が主体となって避難所運営等を円滑に進めているなど、地域づくりに関わる政策全体の基盤として、社会教育は大きな役割を果たすものです。

そして、持続可能で安心・安全に暮らせる社会を実現していくためには、社会的に弱い立場に置かれている人々に対しても、関係機関との連携やICTの活用により、必要な生涯学習の機会を提供することが重要です。

その際、学習機会の充実を図るだけでなく、共に学ぶことができる場の充実や、デジタル設備の充実などの環境の整備を図ることも重要です。

イ 地域活動を支える人材の育成

市町村においても、生涯学習を推進していくために欠かせないのが、社会教育主事や社会教育士、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター等の活躍です。市町村は、こうした地域の活動を支える人材育成と資質向上を図る研修を行うことが必要となります。

地域の教育力の向上という観点から、例えば、学校において「総合的

* **ライフステージ**：人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のこと。

な学習の時間」や「総合的な探究の時間」で、地域の伝統文化芸能等に
触れる機会を設けることによって、子供たちが地域の中で、地域の人た
ちと交流しながら学ぶ機会を充実させることも期待されます。

また、地域住民がコミュニティ・スクール*等に参画することによって、
社会に開かれた教育課程の実現・充実など効果的な学校運営が可能とな
り、学校を核とした地域づくりにもつながります。

(3) 社会教育施設に求められる役割

ア 公民館等の役割

平成30年中教審答申では、「特に、住民が主体的に地域課題を解決す
るために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決の
ための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持
と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役
割、『社会に開かれた教育課程』の実現に向けた学校との連携を強化する
とともに、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することが
求められる。」と述べています。

地域住民のニーズを踏まえながら提供するプログラムに関しては、住
民が社会参加を図る上で必要となるものについて、十分な機会が提供さ
れるよう、特に配慮が必要となります。

例えば、講座の受講生が、公民館はもとより地域や学校等における様々
な機会を捉えて学んだ成果を披露することにより、発表力の向上や更な
る学びへの意欲の醸成などの効果が期待できます。また、展覧会等に出
展した場合は、第三者からの作品への評価が期待され、それが自信や自
己肯定感の高揚につながります。さらに、学んだスキルを活用して新た

*コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置した学校のこと。学校と地域住民等が力を
合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るた
めの有効な仕組み。

な学びの場を作り出すなど、学びの循環が生まれることも期待できます。

このように、住民が学んだことを活用して今後の活動に生かす仕組みの構築も必要です。

また、コミュニティセンターや児童館等の施設においても、公民館同様に「地域の公共施設」として、利用者のニーズに応じて取り組むことが望まれます。

イ 図書館の役割

平成30年中教審答申では、図書館は「『多様な世代の住民を引き付ける』ことや『知識基盤社会における知識・情報の拠点』としての強みがある。」と述べています。

図書館では、図書等の貸出しやレファレンスサービスの提供など、個人の学びを推進する環境が整っているだけでなく、「読み聞かせ」や「おはなし会」、「読み聞かせボランティア養成講座」など、住民が読書に親しみ、読書への関心を高める取組を実施しています。そして、「読み聞かせボランティア」として学んだ人が「読み聞かせ」を行うなど、学びの成果を生かすことが期待できます。

これからの図書館には、その強みを生かして、人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割や多様な機関と連携し、住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割を強化し、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれます。

ウ 博物館の役割

博物館は、博物館法に規定される目的を達成するため、様々な学術資料・芸術作品・文化財等を収集・保管し、これらについての調査研究を行い、資料や調査研究の成果を用いた展示・教育事業を行っています。

今後も、博物館法に定める役割をより充実した形で果たすよう、地域の学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、教員の授業支援につながるような教材やプログラムの提供等を強化すること、デジタル技術を活用した事業の実施や、国内・国外の多くの人々が知的好奇心を満たしつつ、広く交流することのできる場としての役割を強化することが期待されます。

エ 青少年教育施設の役割

平成 25 年（2013 年）1 月の中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」では、「体験活動は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、『社会を生き抜く力』として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。」と述べています。

例えば、県立げんきプラザでは、「自然体験」、「防災キャンプ」等の体験プログラム、「ものづくり体験」、「ピザづくり体験」等の出張体験講座を実施しています。さらに、これからの青少年教育施設には、施設単独ではなく、学校や社会教育関係団体と連携して体験活動を充実させていくことが求められます。

（４）社会教育関係団体や企業などに求められる役割

ア 社会教育関係団体の役割

高い意欲を持って、様々な経験知を生かすことができる社会教育関係団体は、他の様々な団体等と連携して地域課題に取り組んでいます。

このような社会教育関係団体が増えることにより、多様な担い手との連携・協働が深まり、これまでになかった新たなアイデアや価値が生まれ、新たな地域づくりにつながることを期待されます。

イ 地域住民の役割

第11期中教審議論の整理では、「地域住民がコミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画することは、社会に開かれた教育課程の実現を図る各学校の教育課程の改善・充実など効果的な学校運営につながるとともに、参画する人のこれまでの学びを地域住民の立場で生かせる場ともなり、学校を核とした地域づくりにもつながる。」と述べています。

例えば、地域文化の継承には、地域住民が、その地域の歴史や風俗（風習）を始め、伝統芸能などを学校に教えに行くことも有効です。そこで学んだ児童生徒が地域の祭りで披露するなどにより、「学校応援団*」等が学校と連携し、地域文化の継承を通じて、児童生徒と地域の大人がつながり合うことが期待できます。そして、この取組は児童生徒だけに限らず、大人の生涯学習へと広がっていくことにもつながるものです。

このように、地域住民が地域課題に対し、「自分事」として捉え、一人一人が解決に向けて生涯学習に取り組んでいくようになることが期待できます。

ウ 企業やNPO*等の役割

平成30年中教審答申では、「今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体、個人

* **学校応援団**：学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。「学校応援団」という呼称は、埼玉県教育委員会の施策上の名称として用いているもの。

* **NPO**：非営利団体のこと。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。

など様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが必要となる。」と述べています。

企業の地域貢献活動は、地域住民にとっては企業への理解を深める大切な機会となります。一方、企業にとっても、専門性の発揮や地域ニーズの把握に繋げることができるなど双方にとって有用な活動となります。

また、NPO等の公益的な活動団体は、「地域に根差した、活動分野に関する専門性が高い。」、「非営利を原則とすることで、中立的なネットワークを形成することに適しており、比較的強いコミュニティを持つことができる。」などの強みがあります。専門的なノウハウを有するNPO等が、地域課題解決のための体制づくりの支援を行っている事例もあります。

このように、企業もNPOも、それぞれの強みを生かして行政等と連携し、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが期待されます。

2 指針の方向性

文部科学省では、地域社会の共創に向け、日本全国で「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めることとしています。

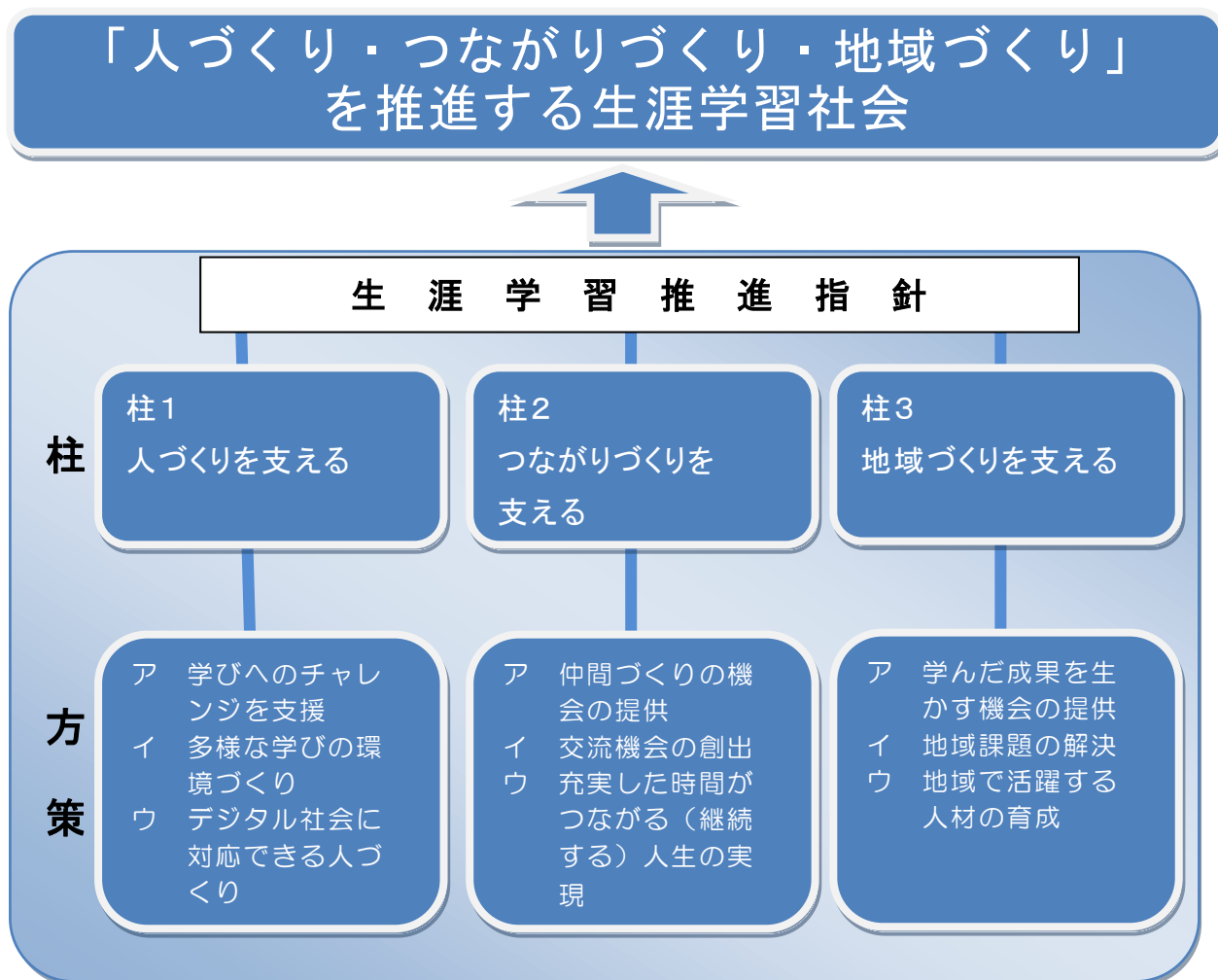
県としても、個人が学び、そして共に学び合えるように支援することが必要です。併せて、各地方公共団体や様々な団体、学校、企業等においても、より多彩で創造的な取組が推進されることを期待します。

以上のことから、本県が目指す生涯学習社会の在り方を、「『人づくり・つながりづくり・地域づくり』を推進する生涯学習社会」と捉え、その実現に向けては、県民が社会を担う当事者としての自覚を高め、学びを通じて世代を超えたつながりを深め、地域の課題に向き合いつつ地域独自の特色も生かした取組を進めることが必要と考えます。

また、第2章2で述べた三つの課題を本県の現状における課題として捉え、

個人の豊かな生活の実現と、多様な地域社会の共創につながるための支援の在り方として、「人づくりを支える」、「つながりづくりを支える」、「地域づくりを支える」の三つを指針の柱とし、その下に掲げる方策の実現に努めながら、課題の解決に取り組みます。

【本県が目指す生涯学習社会の概念図】



3 指針

主な方策等を含め、次のとおり整理しました。

(1) 柱1「人づくりを支える」

ア 学びへのチャレンジを支援

全ての県民が自分に適した学びに出会えるように、ホームページ等を活用した生涯学習情報の発信を充実・強化します。

イ 多様な学びの環境づくり

現代社会に欠かせないリモート学習やオンライン学習などの効果を更に向上させるため、DXを推進し、ICTを積極的に活用します。

ウ デジタル社会に対応できる人づくり

誰もがデジタル化の恩恵を享受できるように、デジタルデバイド解消に向けた学びを推進していきます。

(2) 柱2「つながりづくりを支える」

ア 仲間づくりの機会の提供

彩り豊かな人生を歩めるように、学びを通し共に学び合うことができる仲間づくりの機会の創出に取り組みます。

イ 交流機会の創出

「持続可能で誰一人取り残さない」生涯学習社会の実現に向け、多様な人々が安心して学べる場を作るとともに、その交流を支援します。

ウ 充実した時間がつながる（継続する）人生の実現

人生の様々な段階において、充実した時間を過ごすことができるよう、就職・再就職、学び直し等、キャリアアップの学習機会を提供します。

(3) 柱3「地域づくりを支える」

ア 学んだ成果を生かす機会の提供

県民の社会参画の機会を整備することにより、学んだ成果を生かす場を提供します。

イ 地域課題の解決

それぞれの地域が抱える課題の解決や、地域づくりに生かせる学習機会の充実を図ります。

ウ 地域で活躍する人材の育成

社会教育主事や社会教育士等の資質能力を高めるための職員研修を始め、指導者や地域づくりに貢献できる人材の育成を支援します。

以上の柱及び方策に基づき、「人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進する生涯学習社会」の実現に向けた具体的な取組が、県や市町村、社会教育施設やNPO、企業等の各関係機関において、相互に連携を図りながら推進されていくことが望まれます。

県としては、個人のニーズに応じた学習に加え、社会や地域の課題に関する学習活動を支援し、全ての県民がそれぞれのウェルビーイングを実現できるように取り組めます。

併せて、SDGsの理念である「持続可能で誰一人取り残さない」生涯学習社会の実現を目指します。